

土地改良区広報

会津宮川

2015年5月
第16号

発行 会津宮川土地改良区
編集 総務課
印刷 北斗印刷株式会社



植栽したあじさい（会津美里町藤川地区）



夢のある農村づくりを目指して

目次	① 理事長挨拶	(P2)	⑤ 賦課金		面積及び 組合員	地目 田	:	3,801.1ha
	② 第11回通常総代会	(P3)	及び決済金基準額	(P6)		畑	:	775.4ha
	③ 一般会計及び特別会計 収支予算	(P4)	⑥ 水質調査の結果	(P6)		計	:	4,576.5ha
	④ 宮川幹線用水路分水計画	(P5)	⑦ 事務局体制	(P7)		組合員	:	4,148人
			⑧ お知らせ	(P8)				

ご挨拶

会津宮川土地改良区理事長 **山田 忠彦**



新緑の候、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃から本土地改良区運営と事業推進について特段のご理解とご協力を頂き、衷心より感謝申し上げます。

昨年は原油価格の高騰、電気料金値上げ、及び消費税増税に加え、米や農産物の価格が低迷する状況の中、「米の直接支払交付金」は減額され、近い将来には廃止となります。

土地改良区としては、受益農地全体で耕作が行われ、所得を上げる環境を継続させることが本旨であります。これに反し耕作放棄地の増大、更にTPP参加によってその基盤が根底から崩されることが予想され、時間の経過とともに深刻さを増してきております。

そのような厳しい情勢にあって、本土地改良区では組合員の皆様のご負担を少しでも軽減すべく、発電事業を従前の制度から再生可能エネルギー固定価格買取制度に移行し、さらに土地改良施設の維持管理経費及び人件費等へも適用範囲が広げられたことから、昨年度から経常賦課金、維持管理賦課金を合わせて10aあたり600円の減額が可能となり、本年度においても昨年同様の賦課金での運営を総代会で決定しております。また、固定価格買取制度が適用される期間は、平成27年度を含め平成35年度までの残り9年間となっており、この残期間で制度終了後の賦課金の高騰を抑制し平準化させるための積立と、土地改良施設の維持費に充てることを目的とした積立を行うことを総代会で決定して頂き、将来においても負担軽減ができるよう準備して参る所存です。

今後も様々な課題を乗り越えるため、役職員一体となって健全な業務運営に努めて参りますので、なお一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

水土里ネット福島 土地改良功労者表彰を受賞

福島県土地改良事業団体連合会（会長：母畑土地改良区理事長 車田次夫氏）第57回通常総会において、永年にわたる土地改良事業の推進並びに土地改良区の運営に尽力された功績を称えられ、理事長 山田忠彦氏が特別功労者表彰、総務課長補佐 江川成美氏が功労者表彰を受賞されました。おめでとうございます。

水土里ネット福島 会津支部 土地改良功労者表彰を受賞

福島県土地連会津支部（支部長：山田理事長）第56回通常総会の席上、庶務担当理事 山内榮一氏が、永年にわたる土地改良区の運営に尽力された功績を称えられ、土地改良功労者表彰を受賞されました。おめでとうございます。

第11回通常総代会が開催されました

川土地改良区通常



平成27年3月28日（土）午後1時30分より、第11回通常総代会が開催されました。総代現数56名中、45名が出席し、齋藤文英副理事長が開会を宣言し、山田忠彦理事長が挨拶を申し述べました。第1選挙区の吉原藤男総代（橋爪）が議長に選出され、議事録記名人【第2選挙区：五十嵐祥元総代（境野）、第3選挙区：二瓶隆総代（八日沢）】及び書記の指名の順で会議は進められました。総代各位の慎重審議の結果、提出された議案40件は全て可決決定され、午後3時45分に閉会しました。

提出議案

- | | |
|--------|--|
| 報告1) | 平成26年度臨時総代会以降の業務経過報告について |
| 報告2) | 平成26年度定期監査報告 |
| 承認第1号 | 平成26年度第3回理事会において専決補正を行った各会計収支予算の承認について |
| 議案第1号 | |
|) | 平成26年度一般会計及び特別会計収支予算の補正(三次)について |
| 議案第14号 | |
| 議案第15号 | 規約の一部改正(案)について |
| 議案第16号 | 役員、総代及び委員等の報酬額、費用弁償額及び旅費支給規程の一部改正(案)について |
| 議案第17号 | 委員会処務規程の一部改正(案)について |
| 議案第18号 | 平成27年度事業計画(案)について |
| 議案第19号 | 平成27年度賦課金の賦課徴収及び決済金基準額について |
| 議案第20号 | 平成27年度歳計現金及び積立金等の預入先指定について |
| 議案第21号 | 平成27年度財政調整積立金の運用限度額について |
| 議案第22号 | 平成27年度一時借入金の借入限度額について |
| 議案第23号 | 平成27年度宮川施設維持管理特別会計資金の借入限度額について |
| 議案第24号 | 平成27年度宇内地区経営体育成基盤整備事業特別会計資金の借入限度額について |
| 議案第25号 | |
|) | 平成27年度一般会計及び各特別会計収支予算(案)について |
| 議案第40号 | |

複式簿記への移行に向けて



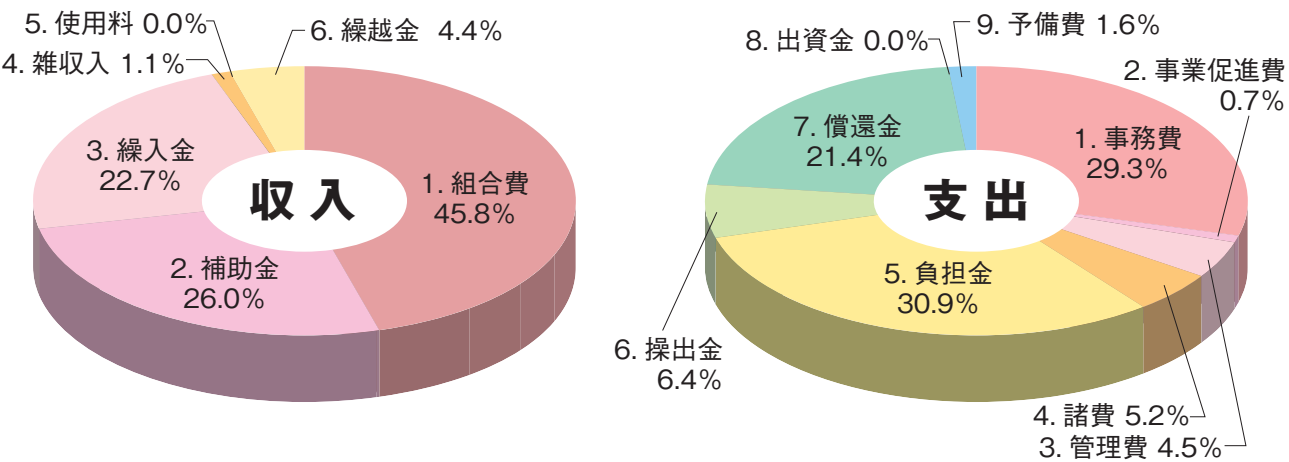
福島県土地連を招いて行われた役職員研修会

現在、土地改良区では施設の長寿命化に向けた機能診断や適切な更新整備が求められ、必要な資金は適正な資産評価を根拠とし、減価償却資産に伴う事前積立金を確保することでスムーズな更新整備につながると考えられます。

そのためには、財務状況を正確に把握し、適時的確な更新に対処するため、積極的に複式簿記会計方式に取り組むことが期待されております。

昨年度、会津宮川土地改良区においても複式簿記の移行に向けた研修会や複式簿記ソフトのデモンストレーションを行いました。

平成27年度一般会計収支予算



予算額 250,710,000円

収 入	
款	予 算 額 (円)
1. 組 合 費	114,937,000
2. 補 助 金	65,121,000
3. 繰 入 金	56,812,000
4. 雑 収 入	2,830,000
5. 使 用 料	10,000
6. 繰 越 金	11,000,000
計	250,710,000

支 出	
款	予 算 額 (円)
1. 事 務 費	73,404,000
2. 事業促進費	1,872,000
3. 管 理 費	11,265,000
4. 諸 費	13,111,000
5. 負 担 金	77,451,000
6. 操 出 金	15,956,000
7. 償 還 金	53,734,000
8. 出 資 金	1,000
9. 予 備 費	3,916,000
計	250,710,000

平成27年度各特別会計収支予算

会 計 名	収支予算額 (円)
宮 川 施 設 維 持 管 理 特 別 会 計	291,561,000
新 宮 川 ダ ム 発 電 所 特 別 会 計	132,188,000
新宮川ダム発電所維持管理積立金特別会計	94,521,000
鶴 沼 川 防 災 ダ ム 管 理 事 業 特 別 会 計	33,099,000
新宮川ダム基幹水利施設管理事業特別会計	61,794,000
宮川頭首工基幹水利施設管理事業特別会計	3,654,000
高橋頭首工基幹水利施設管理事業特別会計	3,187,000
決 済 金 特 別 会 計	1,692,000
国 営 造 成 施 設 用 地 処 理 特 別 会 計	4,569,000
宇内地区経営体育成基盤整備事業特別会計	9,119,000
施 設 償 却 積 立 金 特 別 会 計	133,851,000
坂下地区維持管理補償事業特別会計	12,897,000
役員、総代退任慰労基金積立特別会計	1,093,000
職 員 退 職 給 与 積 立 金 特 別 会 計	47,605,000
財 政 調 整 積 立 金 特 別 会 計	114,715,000

平成27年度宮川幹線用水路 分水調整計画について

本年度においても、かんがい後期用水（穂ばらみ期用水）を新宮川ダムに確保するため、6月25日から7月25日までの1ヶ月間、分水調整期間を設定致します。宮川幹線用水路の受益地区において各分木工から水を流す期間を下記のとおり定めますので、ご理解とご協力をお願い致します。なお、この分水調整期間中に十分な降水量が得られた場合は、調整期間を解除して全面的に分水を行うように致します。

1. 会津美里町高田地域

集 落 名	分木工名	分水期間（水を流す期間）
上戸原、杉屋、荻窪、松沢、松岸、赤留、八木沢、雀林、吉田、小山、西本	冑第1、小山第1、小山第2、杉屋第1、杉屋第2-1、杉屋第2-2、杉屋第3、荻窪第1-1、荻窪第1-2、荻窪第2、松沢、赤留第1、赤留第2、八木沢第1、八木沢第2、雀林	6月25日～6月30日 7月10日～7月15日

2. 会津美里町新鶴地域

集 落 名	分木工名	分水期間（水を流す期間）
新屋敷、沢田、蕎麦ノ目、立行事、駅前、梁田、大石ノ目、上小沢、下小沢、出戸田沢、阿久津	上台分木工	6月25日～7月25日
出戸田沢、根岸、米沢、桧ノ目、沖中田	大久保分木工、田沢第1、田沢第2、米沢、長尾、	6月30日～7月 5日 7月15日～7月20日

3. 会津坂下町

集 落 名	分木工名	分水期間（水を流す期間）
樋渡、水島、矢ノ目、宇内、津尻	上台分木工、津尻9-0	6月25日～7月25日
樋渡、牛沢、勝方	田沢第1	6月30日～7月 5日 7月15日～7月20日
牛沢、蛭川、勝方、大村、宇内、塔寺、杉、船窪	牛沢1-0、牛沢2-0、牛沢2-1、排泥工、勝方第1、勝方第1-1、勝方第2、大村、勝負沢8-0、勝負沢8-1、勝負沢8-2、杉3-0、杉3-1、杉3-2、塔寺4-0、	7月 5日～7月10日 7月20日～7月25日
福島県	塔寺4-1、塔寺4-2	随時分水

平成27年5月1日 安全祈願祭



素晴らしい快晴の下、新宮川ダムにおいて水と施設の万全を期して安全祈願祭が執り行われました。

理事及び各水利委員長が参集し、神事は、修祓に始まり、降神、献饌、祝詞奏上、清祓、玉串奉奠、撤饌、昇神と厳粛に執り行われました。

用排水維持管理委員会

委 員 長	遠藤 淳吉【理事】
副委員長	佐藤 幸男【理事】 五十嵐 薫【理事】
委 員	光野 幸一【宮川幹線（高田）水利委員会委員長】 猪俣 一徳【宮川幹線用水路新鶴地区水利委員会委員長】 高瀬 庄一【宮川幹線用水路坂下地区水利委員会委員長】 根本 房義【高橋左岸水利委員会委員長】 横山 正治【高橋右岸水利委員会委員長】 渡部 輝夫【佐賀瀬幹線用水路地区水利委員会委員長】 星 次【三貫堰水利委員会委員長】 小林 定雄【佐布川頭首工水利委員会委員長】 新井田 幸吉【牛川新堀水利委員会委員長】 板橋 信【三五田頭首工用水路地区水利委員会委員長】 渡部 久雄【栗村幹線水路地区水利委員会委員長】 小林 由廣【雀林水利委員会委員長】

平成27年度賦課金及び決済金基準額

○本年度の賦課基準は、次のとおりです。

前期

賦課種別	賦課基準(円/10a)
経常賦課金	田1,200 / 畑400
維持管理賦課金	1,100
施設改修賦課金	226
国営二期事業償還賦課金	2,723
宮袋新田堰改修賦課金	1,508

後期

賦課種別	賦課基準(円/10a)
国営一期事業償還賦課金	高田 2,067
	新鶴 1,847
	坂下 1,571
	本郷 1,750
県営かんがい排水事業償還賦課金	高田・新鶴 927
	坂下 962
	本郷 9,001
県ほ若宮地区償還賦課金	341
県ほ牛沢地区償還賦課金	470
県ほ坂下北部地区償還賦課金	714
宇内地区基盤整備事業償還賦課金	4,839

○本年度の決済金基準は、次のとおりです。

単位：円/1,000㎡

	会津美里町			会津坂下町	会津若松市
	高田地区	新鶴地区	本郷地区		
国営事業	2,328	2,328	2,328	36,659	—
県営かんがい排水事業	2,130	2,130	1,557	2,844	—
維持管理費	66,373	66,373	66,373	66,373	15,001
国営地区決済金合計	70,831	70,831	70,258	105,876	—
* 県ほ若宮地区事業	—	—	—	0	—
* 県ほ牛沢地区事業	—	—	—	0	—
* 県ほ坂下北部地区事業	—	—	—	551	—

※ 該当事業地区において転用した場合の決済金額。国営地区に含まれる場合は、この決済金額が国営地区決済金額に加算されます。

平成26年度国営農業水利施設 放射性物質モニタリング結果

東北農政局と福島県は、福島県内の全域的な状況を把握するため、ため池や基幹的農業用水路等の水質・底質における放射性物質のモニタリング調査を行っております。

会津宮川土地改良区管内では、新宮川ダム、宮川幹線用水路（1号調整池、3号調圧水槽）、高橋頭首工（高橋右岸幹線用水路）を対象とし、年間5回の調査を行いました。調査の結果、平成26年度の放射性物質の平均濃度は下記のとおりです。

詳細は、本土地改良区、福島県、東北農政局のホームページに掲載されております。



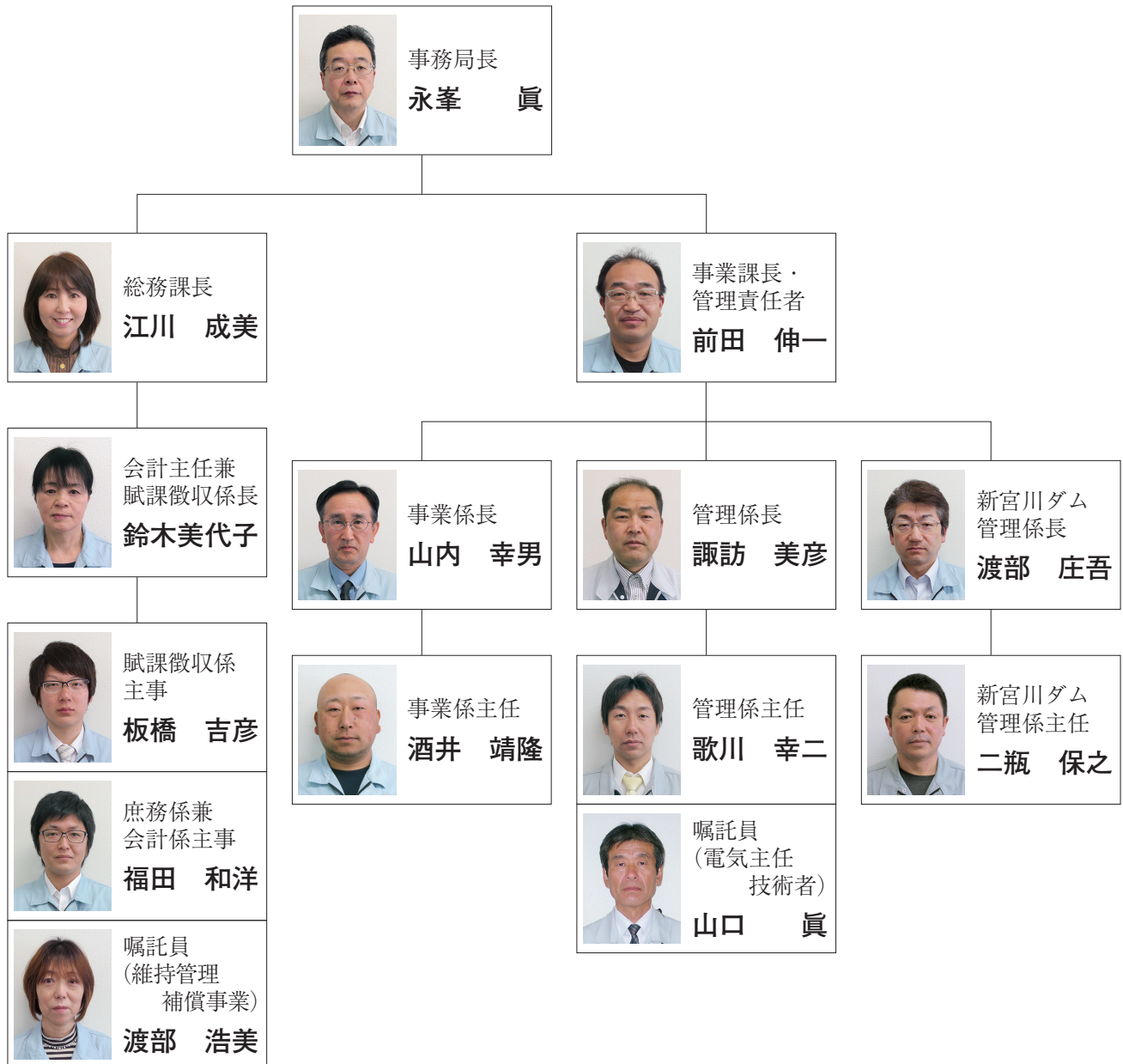
3号調圧水槽でのモニタリングの様子

平成26年度放射性物質平均濃度

施設名	水質調査			底質調査		
	放射性物質濃度 (Bq/kg)			放射性物質濃度 (Bq/kg)		
	Cs134	Cs137	Cs134+137	Cs134	Cs137	Cs134+137
新宮川ダム	< 1	< 1	< 2	160	476	636
1号調整池	< 1	< 1	< 2	286	850	1,136
3号調圧水槽	< 1	< 1	< 2	56	173	229
高橋右岸幹線用水路	< 1	< 1	< 2	107	330	437

事務局体制

(平成27年4月1日現在)



各係の事務分担表

総務課	庶務係	定款・諸規程の整備、予算に関すること、会議に関すること、役職員に関すること等
	会計係	予算・決算に関すること、出納業務、財産の経理的管理に関すること等
	賦課徴収係	賦課金収納業務、組合員名簿・土地原簿の管理、滞納処分に関すること、農地転用に関すること等
事業課	事業係	農業農村整備事業等に関すること、災害復旧事業等に関すること、末端施設の工事に関すること
	管理係	国・県営造成施設（ダム・頭首工・水路等）維持管理及び保全に関すること、用排水調整に関すること、小水力発電事業に関すること、ホームページ更新に関すること

賦課金の完納にご協力下さい

前期賦課期日：**6月15日**

前期納入期限：**7月15日**

後期賦課期日：**9月15日**

後期納入期限：**10月15日**

- 賦課金の納入は口座振替が便利です。
- 「口座振替依頼書」は、土地改良区事務所（土地改良区ホームページからもダウンロードできます。）、会津みどり農業協同組合・あいづ農業協同組合（会津宮川土地改良区管内の支店）にあります。
- 口座振替で納入頂いた場合の領収書は、納入確認後、土地改良区から郵送いたします。

口座振替可能な金融機関

会津みどり農業協同組合、あいづ農業協同組合

口座振替のお申し込み用紙は、当土地改良区事務所またはホームページから取得できます。また、都合により来所できない場合は、事務所へお問い合わせ下さい。

このような時は、改良区に届出をしてください。

組合員資格に異動があったとき

- 農地を異動（売買、交換、贈与、貸借契約または解除）
- 農業者年金受給または老齢等のため経営を移譲
- 組合員が亡くなった
- 組合員の住所を変更

農地を転用するとき

- 農地を宅地や駐車場など、農地以外の用途に転用する
 - 農地を道路や河川などの公共用地に転用する
- ※ **決済金の納付が必要です**

改良区施設を使用したいとき

- 雨水排水や浄化槽排水を水路に放流したい
 - 水路に橋を架けて出入り口に使用したい
 - 施設用地に看板などを建てたい
- ※ **使用料の納付が必要です**

組合員資格得喪通知書

農地転用通知書 地区除外申請書

他目的使用申請書

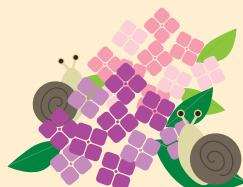
- 公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳や名簿などは修正されません。必ず土地改良区へ届出をしてください。
- 賦課金は、**毎年4月1日現在の土地原簿に記載された土地**を対象にして賦課されます。異動等があったときは、早めに土地改良区へ届出をして下さい。

編集後記

去年は、雨が降らないまま夏に突入してしまうのではないかと心配していましたが、一転、7月中旬からようやく梅雨らしい天気となったことを覚えています。

梅雨といえば、表紙にも掲載したあじさいがよく似合う季節。梅雨の時期、水が滴る姿はとても情緒あふれる光景です。あじさいの学名は「Hydrangea（ハイドランジア）」といい、ギリシア語のハイドロ（水）とアンジェイオン（容器）からなり、「水の器」と解釈されるそうです。なんとも水と関係が深い花ですね。

今年は、あじさいがよく似合う梅雨になってほしいものです。



【発行】
会津宮川土地改良区

〒969-6266
福島県大沼郡会津美里町字油田1545番地
TEL 0242-54-7154 FAX 0242-54-3596
mail (代表) midori-net@aizumiyakawa.jp
ホームページ http://www.aizumiyakawa.jp